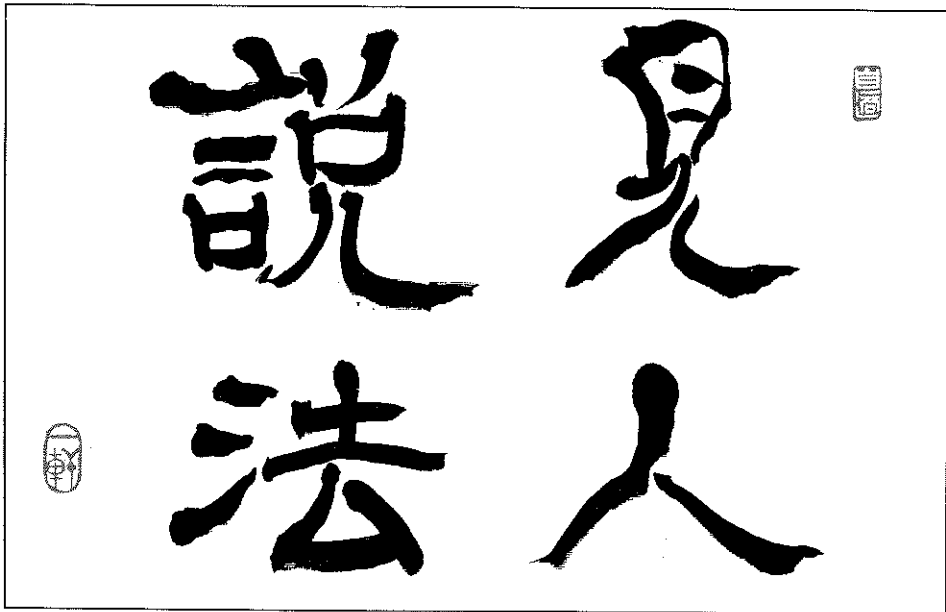


行政ほっかいどう

'87.9



「人を見て法を説け」十勝支部所属 久我豊治

目次

〔業務資料〕

- ・自動車登録方式が大幅改正される…………… 2
- ・取締役総務部長は被保険者か…………… 2
- ・土地の現況証明について…………… 3
- ・住宅金融公庫の貸付金の金利引上げ…………… 6
- 〔通知〕
- ・司法書士法第19条1項の違反についての
 解釈…………… 7
- ・北海道収入証紙の消印は行政書士の職印で… 7
- ・建設業許可申請等の際の記名押印について… 8
- ・戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書
用紙の購入方法は厳格に…………… 8

- ・建設業法の一部を改正する法律の施行
 について…………… 9
- ・事務所等の移転の場合は速やかに
 変更登録申請を…………… 11
- ・貸金業の登録等に関するお知らせ…………… 12
- ・支部のうごき…………… 12
- ・昭和62年度 支部定時総会開催状況…………… 13
- ・本会のうごき…………… 14
- ・日行連OCR講習会に参加して…………… 15
- ・社会保険業務のオンライン化について…………… 16
- ・会費長期滞納者に強制執行を…………… 16

自動車登録方式が 大幅改正される

—昭和63年1月1日から施行—

企画部

自動車登録令の一部を改正する政令が8月11日付政令第280号をもって公布されました。この改正は、従来マークシート方式で行ってきたものを、OCR（光学的文字読取装置）方式に改めようとするものであります。施行は明年1月1日からです。本会としても、日行連で開催した研修会に業務研修部専門委員の葛西彰氏を派遣したほか、北海道運輸局とも協議して道内7陸運支局に対し、各支部で開催する研修会の講師の派遣方を要請いたしております。陸運支局内の研修会は10月中旬頃の予定のようです。詳細については不明ですが、会報と一緒に改正法の全文（官報）を同封しますので、全容を把握して頂ければ幸いです。

なお、葛西委員の研修会の出席結果については記掲（P15）のとおりです。



取締役総務部長は 被保険者か？

問 私は、ある有限会社の営業部長ですが、今般、総務部長の退職に伴い、取締役兼務の総務部長に就任いたしました。

雇用保険では、取締役は被保険者にならないとお聞きしておりますが、本当でしょうか、ご教示ください。

答 雇用保険は、雇用労働者を対象とするものであり、請負事業を行う者や委託を受けて仕事を行う者等労働者性のないものは、雇用保険の被保険者とはなりません。

ここで「雇用労働者」とは、職業の種類を問わず、事業主の支配を受けてその規律の下に労働を提供し、その提供した労働の対償として事業主から賃金、給料その他これらに準ずるものの支払いを受け、これらの収入によって生活する者を意味します。

したがって、会社との委任関係にある取締役・監査役等は、その限りでは雇用労働者には該当せず、被保険者とはなりません。

しかし、取締役等であっても同時に会社の部長、支店長、工場長等会社の従業員としての身分を有している者であって、労働者的性格が強く、雇用関係があると認められる者は、被保険者として取り扱われます。

労働者的性格が強いかどうかについては、報酬支払の面、その者の就労の実態、就業規則の適用状況等を考慮して総合的に判断されます。

例えば、部長、支店長、工場長等会社の従業員としての身分について支払われる賃金が役員報酬より多額であり、就労実態も他の従業員とおおむね同様であるなど労働者的性格が強い場には、被保険者として取り扱われることになり

業 務 資 料

ます。有限会社の取締役（取締役が数人いる場合は、その各自）は、会社を代表することとされていますので、雇用保険の被保険者にはなりません。 「定款もしくは社員総会の決議または定款の規定に基づく取締役の互選をもって代表すべき取締役を定めることもできることとされていますので、取締役であっても、会社を代表しない場合もあります。

したがって、有限会社の取締役も、株式会社の取締役と同様に、会社を代表する取締役は被保険者となりませんが、会社を代表しない取締役であって同時に会社の従業員としての身分を有する場合は、労働者の性格が強く雇用関係があると認められるものに限り被保険者として取り扱われます。

もし、被保険者とならないと判断される場合は、事業主は、当該事実のあった日の翌日から10日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に雇用保険被保険者資格喪失届を提出しなければなりません。

この場合、被保険者でなくなったことの原因は、離職として取り扱われますので、本人が離職票の交付を希望しない場合で、そのことを証明できる書類を提出するときを除き、事業主は雇用保険被保険者離職証明書を雇用保険被保険者資格喪失届に添付しなければなりません。

したがって、被保険者が取締役に就任した場合には、事前に、その者が被保険者資格を喪失する者であるか、公共職業安定所に相談され、その指示を受けておくことが望ましいでしょう。

次に、取締役等が被保険者となる場合に、取締役としての地位に基づいて受ける役員報酬が、これらの者が失業した場合における失業給付の算定の基礎となる賃金に含まれるかどうかの問題となりますが、雇用保険において賃金とは、労働者としての身分について労働の対償として事業主から支払われた部分に限られますので、

当該役員報酬はこれに含まれません。

したがって、このような場合は、部長、支店長、工場長等会社の従業員としての身分について、労働の対償として支払を受けた賃金に基づいて、失業した場合において、支給される基本手当の日額が算定されることとなります。

なお、詳細や、ご不明な点につきましては、公共職業安定所にお問い合わせください。

（労働省雇用保険課 岩田 誠）

土地の現況証明について

企 画 部

従来、「現地目証明願」として市町村農業委員会に交付申請をしておりましたが、本年6月12日付農調第451号北海道農務部長通達をもって「農地調整法関係事務処理要領（既墾地の部）」の一部が別紙のとおり改正した旨市町村農業委員会に通知され、さらに、道農地調整課長からこの取扱いについて後記のとおり各支庁経済部長に通知されておりますので、お知らせします。

別 紙

農地法関係事務処理要領 （既墾地の部）（抄）

昭和45年12月1日付農調第2785号
北海道農務部長通達
昭和62年6月12日付農調第451号改正
改正部分

第8その他

1～3省略

4. 土地の現況証明関係

(証明願書の様式)

(1) 農地又は採草放牧地以外の土地について、権利の登記又は建物を建築する等に際し、現況の証明を必要とする者があるときは、農業委員会に対し、別記第49号様式による現況証明願書を2部(農業委員会1部、証明用1部)提出させること。

(願出人)

(2) 現況の証明を必要とする場合は、通常次の場合であるが、農地法の適正な運用及び土地の偽装売買による詐欺事件等の防止を図るため、原則として土地の所有者から願出させるよう指導すること。

ア 土地所有者の場合

(ア) 地目の変更をしようとする場合

(イ) 所有権の移転をしようとする場合

(ウ) 所有権以外の権利の設定をしようとする場合

イ 土地所有者以外の場合

(ア) 所有権の移転を受けようとする場合

(イ) 所有権以外の権利の設定をしようとする場合

(3) 土地の所有者以外の者から願出があった場合には、願出の原因を証する書面又は、願出について委任を受けたことを証する書面を添付させること。

(農業委員会の処理)

(4) 農業委員会は現況証明願書を受理したときは、次により処理すること。

ア 農業委員3名以上で現地調査の上、現地を確認して判断するものとし、いやしくも願出人の主張のみで又は机上において判断することのないよ

うにすること。

イ 農地又は採草放牧地の認定については、現況によって厳正に判断し、附近の宅地化の度合、休耕の程度、面積の狭少、非農家の耕作、市街化区域内、所有制限の例外の指定、転用の許可、土地区画整理事業の施行等によって農地又は採草放牧地以外の土地であると認定しないこと。

ウ 農地又は採草放牧地であるかどうかの判定が困難なものについては、転用許可等の申請をさせるよう指導すること。

エ 証明書は、必ず農業委員会の審議に附した後発行するものとし、会長の専決事項とすることのないようにすること。

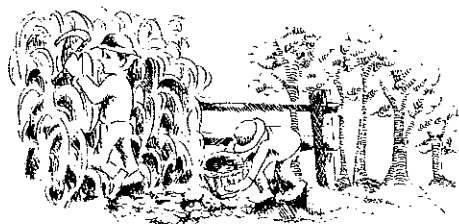
なお、急を要する特別の理由があると認められるときは、アによる現地調査をした上発行して差し支えないが、この場合は、必ず次回の農業委員会に付議するものとする。

(証明の方法)

(5) 農業委員会の証明は、現況証明願書の奥書により行うものとする。なお、証明することが適当と認められないときは、願出人にその旨を通知するものとする。

(証明台帳の整備)

(6) 農業委員会は、別記第50様式による現況証明願処理台帳を備え、所要の事項を記載すること。



別記第49号様式

現況証明願書

年 月 日

農業委員会会長 殿

願出人 住所

氏名

印

(法人にあつては名称、及び代表者氏名)

次の土地の現況は記載のとおりであることを証明願います。

記

1. 証明を受けようとする土地の表示等

所在	地番	公地 簿目	現況	面積	区分	利用状況	所有者氏名	備考
				m ²				

- 注1. 現況欄には、「農地」、「採草放牧地」又は「農地、採草放牧地以外」と記載すること。
2. 区分の欄には、各筆ごとに一般民有地は㊦、自作農創設地及び強制譲渡地（開拓地を除く。）は㊧、開拓地（農地法第73条の期間を経過した土地に限る）は㊨と記載する事。
3. 利用状況欄は、過去5ヶ年位の利用状況について、「何年まで雑種地で、その後、宅地に利用」等のように記載すること。
4. 備考欄には、各筆ごとに転用許可の有無及び、その許可年月日を記載すること。
5. 1筆の土地で現況が異なっている場合には、それぞれの現況部分を特定する実測図を添附すること。

2. 証明を必要とする理由の詳細

(号)

願出のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

農業委員会会長

印

記

農調第452号

昭和62年6月12日

各支庁経済部長 殿

農地調整課長

土地の現況証明について

司法書士が行う農地法第5条の許可に係る地目変更の登記申請については、農業委員会の現況証明書を添付した場合に限り行うことができますことになっております。

(昭和44年5月12日付民事甲第1093号法務省民事局長通達参照)

この度、昭和62年6月12日付け農調第451号農務部長通達による農地法関係事務処理要領の一部改正により、土地の現況証明書の現況について宅地、山林、原野、雑種地等は「農地採草

放牧地以外」と記載することとなりましたが、そのために地目変更登記に支障が生ずる場合で司法書士等からその地目の証明の申出があったときは、現況を確認の上、備考欄に当該地目を例えば現況宅地と記載し証明して差し支えないので、その旨農業委員会を指導願います。

なお、現況証明書の備考欄について記載しない場合には、斜線を引くなどするように併せて指導願います。

(農地利用係)

住宅金融公庫の貸付金の金利が上げられました。

企 画 部

昭和62年8月25日付政令第286号をもって「住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令」が公布され、次のとおり貸付金の利率が引上げになりました。

◆住宅金融公庫法施行令等の一部を改正する政令（政令第286号）（建設省）

- 1 住宅金融公庫の貸付金のうち、次に掲げるものの利率を引き上げることとした。（住宅金融公庫法施行令第17条及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第1条の6関係）

項	貸 付 金	改正後の利率	改正前の利率
1	個人住宅資金貸付けに係る貸付金のうち自ら居住するため主としてその居住の用に供している住宅以外に住宅を必要とする者の住宅の建設又は購入に係るもの	年4.9%	年4.85%
2	民間分譲住宅貸付金	年5.15%	年4.85%
3	店舗等の建設に係る貸付金	年5.15%	年4.85%

業 務 資 料

4	宅地の造成に係る貸付金	土地区画整理組合に対する貸付金	年 4.9%	年 4.7%
		地方公共団体等、土地開発公社及び土地区画整理組合以外の者に対する貸付金	年 5.1%	年 4.8%
5	施設建築物等の建設又は購入に係る貸付金のうち、住宅部分以外の部分に係るもの		当初期間につき、年 4.75% 当初期間後の期間につき、年 5.0%	年 4.7%
6	特定中高層耐火建築物の建設又は購入に係る貸付金	住宅部分に係る貸付金	年 4.75%	年 4.7%
		住宅部分以外の部分に係る貸付金	年 5.15%	年 4.85%

2 産業労働者住宅の建設に係る住宅金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の貸付金の利率を引き上げることとした。(産業労働者住宅資金通法第7条の規定による貸付金の1戸当りの金額の限度、利率及び償還期間を定める政令及び北海道防寒住宅建設等促進法施行令第3条関係)

貸 付 金	改正後の利率	改正前の利率
中小企業者等に使用されている産業労働者の居住の用に供する住宅以外の住宅に係る貸付金	年 5.1%	年 4.8%

通 知

司法書士法第19条1項の
違反についての解釈

企 画 部

このことにつきましては、次のとおりの回答がでておりますので参考にして下さい。

回 答

行政書士が、他人の囑託を受けて登記原因証書・委任状・保証書を作成し、司法書士に登記申請書のみ作成と法務局に提出方を依頼し、登記完了の上は、司法書士より行政書士が登記済証を受領し、更に囑託人より登記費用等を受領し領収書を交付する一連の行為を反覆継続することは、司法書士法第19条第1項に違反する。

(昭和53年10月5日、日司連会長回答)

北海道収入証紙の消印は
行政書士の職印で !!

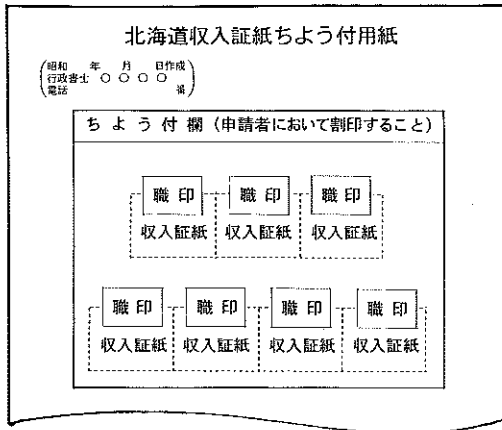
企 画 部

建設業許可申請等の審査手数料の収入証紙の消印は、行政書士の職印をもって行うことができることについては、昭和57年7月会報第131号をもってお知らせしたところですが、その後、「北海道収入証紙条例施行規則事務取扱要領」の一部が改正され、建設業のみに限らず行政書士の作成した書類で、北海道収入証紙の貼付を要するものについては行政書士の職印で消印することができるようになりましたので、お知らせします。この場合、収入証紙の貼付用紙または、収入証紙を貼付した申請書等の

欄外に「書類の作成年月日及び記名押印、電話番号の記入」を必ず実施して下さい。

なお、ゴム印等の印または印で消印をしたり、斜線を引いたりしたものは認められないので、十分留意してください。

記



建設業許可申請等の際の
記名押印について

業務研修部

行政書士が作成した書類については、作成年月日及び記名押印することを行政書士法施行規則の第9条で義務付けられており、このことについては、かねてより励行を願ってきたところでありますが、特に、建設業許可申請等の場合は、関係官公署(所)等の都合上から記名押印する箇所が特定され、指導を受けているところです。本年、4月1日に改訂出版された「建設業許可申請の手引」にはこのことについて記載されておきませんが、申請書等の右下余白に書類の作成年月日及び記名押印、電話番号を記入することを必ず励行して下さい。

戸籍謄本
住民票の写し}等職務上請求

書用紙の購入方法は厳格に

総務部

行政書士がその職務上戸籍謄本、住民票の写しを請求するときは、「行政書士専用、戸籍謄本、住民票の写し等職務上請求書」により市・区役所又は町村役場に提出することになっており、この制度は、昭和61年4月から施行されております。

本会事務局ではこの請求書用紙を販売しておりますが、購入希望の方で行政書士の補助者が来られたときは、事故の未然防止のため「行政書士補助者証」を呈示していただくようにしており、又、補助者証不携帯のときは、購入する行政書士の方に電話をかける等で購入者の確認をしておりますので予め御了承願います。

過日某行政書士の補助者と偽り、購入に来た事例もありますので慎重を期しておりますのでご協力下さいますようお願いいたします。

なお、補助者に異動があった場合は遅滞なく届出をするとともに、補助者証(縦3cm、横2.5cmの写真1枚必要、無料で交付)の携帯、補助者バッジ、ネームプレートの着用を励行するようご指導願います。

参考①住民基本台帳法の一部改正のあらまし及び、同法に基づく省令について

会報 153号(61. 3. 25発行)

②戸籍謄抄本並びに住民票の写し等職務上請求の解説

通

会報 154 号 (61. 5. 25 発行)
③住民基本台帳法等の改正に関する
質疑応答等について
会報 159 号 (62. 3. 25 発行)

知

北行第 137 号
昭和62年 8 月22日

会員各位

北海道行政書士会

会長 日向寺 正 幸

建設業法の一部を改正する 法律の施行について

企 画 部
業 務 研 修 部

このことについては、別紙により各支部長に対し、支部内諸会議等を利用して会員各位に周知を図られるよう通知したところではありますが、今回会報をもって全会員にお知らせすることにしましたので御了承ください。

なお、近々政令及び省令が公布されることと思われます。



建設業法の一部を改正する 法律の施行について

このことについては、本年6月6日付法律第69号をもって公布され、明年6月6日から施行されることになりました。会員各位におかれては、本年1月のOA化にともなう規則改正に引続いての制度改正で、ご多忙の折から何かとご心労のことと存じます。この度の改正項目について別紙のとおり検討の結果行政書士の業務に係るのは、「経営事項審査制度」の中での第三者機関の活用ですが、これは、改正省令が未公布のため明言することはできませんが、法律において定められている条文上からは、行政書士業務の職域に影響を及ぼすものとは考えられないのではないかと思います。

なお、「昭和62年改正建設業法の解説」(建設省建設経済局建設業課監修、定価800円、送料200円)が大成出版社から刊行されておりますので購入ご希望の会員は、下記に申し込み願います。

記

062 札幌市豊平区平岸2条12-1-1
第2川崎ビル

K K 大成出版社札幌営業所

電 話 (011) 812-1939

F A X (011) 814-5156

改正建設業法の一部を改正する法律

—建設業者の経営に関する事項の 審査関係事項—

- I 経営に関する客観的事項の審査（以下「経審」という。）は、どのような内容で審査し、どの機関に申請するか。
- (1) 目的
公共工事の入札に参加を希望する者の経営内容を把握するため。（第27条の23第1項）
- (2) 申請先
建設大臣（以下「大臣」という。）または、都道府県知事（以下「知事」という。）（第27条の23第1項）
- (3) 審査の評定
イ 経営規模
ロ 経営状況分析
イ、ロ全体について総合的に評定する。（第27条の23第2項）
- (4) 審査の具体的項目と申請書
具体的項目は、省令で定められる（第27条の23第3項）申請は、「経営事項審査申請書」を提出する。
この様式は省令で定められる。（第27条の23第4項）
- (5) 申請書に添付すべき書類等
具体的添付書類は、省令で定められる。（同条第5項）さらに、大臣または知事が必要があると認めるときは、添付書類以外の報告または資料の提出を求められる場合がある。（同条第6項）
- (6) 経審には手数料がかかる
実費を勘案して、政令で定める手数料を大臣または、知事に納付することになる。（第27条の31第1項）

通 知

- (7) 経審の結果の通知
経審を行った大臣または知事は、申請者に対し、その結果を遅滞なく通知することになる。（第27条の27第1項）
- (8) 経審の結果に不服がある場合
その審査した大臣または、知事を相手に再審査を申し立てることができる。（第27条の28）
- II 第3者機関といわれるものは、どのような機関なのか。（経営状況分析機関）
- (1) どのようにして機関が定められるのか。
経営状況分析（以下「分析」という。）を行おうとする者が大臣に申請し、大臣が指定した者。（第27条の24第1項第2項）
- (2) 大臣が指定する基準はなにか
イ 職員、設備、分析の実施の方法その他の事項についての分析の実施に関する計画が、分析の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。従って、申請書には以上の内容が把握できる書類を添付することになるであろう。（第27条の3第1項1号）
ロ イの分析の実施に関する計画の適正かつ確実な、実施に必要な経理的（資金的）及び、技術的な基礎を有するものであること。（同条第1項2号）
ハ 分析以外の業務を行っている者が申請する場合、分析以外の業務を行うことによって分析業務が不公正になるおそれがないこと。（同条第1項3号）
ニ 民法34条の規定する法人である者に限られている。従って、営利を目的

的とする商法、有限会社法による法人は認められない。

(社団法人のみが指定されることになるであろう。)(同条第2項1号)

ホ ニの法人または、その法人の役員が建設業法違反で刑に処せられ、その執行を終わり、また執行を受けることがなくなった日から起算して、2年を経過しない者は指定されない。

(同条第2項2号)または、その指定機関が大臣の取り消しの日から2年経過しない者も指定されない。

(同条第2項3号及び4号のイ)

ヘ その法人の役員が大臣の解任命令によって解任され、その解任の日から2年経過しない役員がいる場合も指定されない。(同条2項4号のロ)

(3) 分析機関はどのようなことをするのか。

Iの(3)で述べたロの業務のみである。(第27条の24第3項)

(4) 経審の申請者は、分析機関とどのような関係になるのか。

イ 分析機関が指定され、この機関に分析を行わせようとする場合(強制ではない。しかし、指定した以上運営不可能になるようなことにはしないであろう。)知事は公示する。(第27条の25第1項)

ロ 経審を希望する者は、この分析機関に対し経審のうち、分析のみを省令で定める方法によって申請手続をとることになる。(第27条の26第1項)

従って、経審を希望する者(公共工事の入札に関して)は、二とおりの申請をすることになる。

ハ 分析の申請を行った者の分析結果は、申請者に通知されるものではなく、大臣または、知事に通知するのである。(第27条の27第2項)

ニ 申請者がこの分析結果に不服がある場合には、行政不服審査法による審査請求ができる。相手は建設大臣である。(第27条の17)

なお、大臣または、知事に対し再分析を申し立てることができる。

(第27条の28)

ホ 申請者は、この分析機関に政令で定める額の手数料を納付することになる。(第27条の31第2項)そしてこの収入は分析機関の収入となる。

(同条第3項)

ヘ 分析機関の役員、職員は、公務にに従事する職員とみなされる。(第27条の7第2項)

従って、分析機関は上記ニ、ヘから行政庁とみなされる機関であろう。

“事務所等の移転の場合は速やかに変更登録申請を!”

総務部

行政書士が、氏名・本籍・住所・事務所を変更したときは、速やかに「行政書士変更登録申請書」に必要な書類を添えて提出されますように5月発行の本会会報でお願いしてありますが、いまだ相当数の会員の方々が未提出となっておりますので至急提出して下さい。

申請書の様式等は「行政書士法令・会則・規程集」125頁以下に掲載されておりますのでご覧ください。

貸金業の登録等

に関するお知らせ

このことについて関係機関等と協議した結果、次のとおりでしたので御了知願います。

記

1. 登録等に係る諸様式について

最近、ワープロの普及にともない、相当数の会員の方々が導入されていますが、貸金業の登録申請等の場合の諸様式についても所定の書式に適合するものであれば、差支えありません。

2. 登録・更新・変更等の諸手続きについて。

昭和58年9月30日付蔵銀第2602号大

蔵省銀行局長通達「貸金業者の業務運営に関する基本的事項について」に基づいて行われており、申請等の業務及び指導は、すべて貸金業協会（以下「協会」とう。）会員以外であっても協会を経由することになっています。このため、協会は、会員以外の者に対するこれらの業務も実施しなければならないので、この必要経費については、申請者が負担することになりました。従って本年4月1日からこれに要する経費は、次のとおりですから御了知ください。

- ① 登録・更新については、1件につき
1,000円
- ② 変更については、1件につき500円

＝ 支 部 の う ご き ＝

支部研修会開催状況

〔注〕（ ）は通知人員

支部	月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	7/22	札幌市教育文化会館	民法	弁護士 諏訪 裕滋	(596) 74	一般
函館	7/18	五島軒(駅前拓銀ビル)	税務関係(相続・贈与・売買)	函館税務署 国税調査官 本田 紀雄	(154) 37	"
小樽	7/3	岩内町 働く婦人の家	建設業許可申請と報酬額 表の運用	本会理事 中尾 道信	(36) 10	"
"	7/4	小樽市 朝アール会議室	"	副支部長 兼業研部長 橋本 栄	(39) 11	"
"	7/8 ~10	国民保養センター いわない	記帳実務 (建設業決算報告書)	本会 支部監事 野坂 房市	(74) 20	"
空知	8/22	岩見沢市民会館	民法(不動産契約に関する トラブルについて)	弁護士 諏訪 裕滋	(117) 27	"
宗谷	7/22	稚内市 道北産経会館	車庫証明及び自動車登録 業務	支部監事 熊谷 陽一	(12) 5	"
室蘭	7/11	室蘭中小企業センター	行政書士の業務開発の進 め方	副支部長 柴田 政夫	(56) 9	業務 研究会
釧路	7/25	釧路市 厚生年金福祉会館	株式・有限会社設立実務	司法書士 鈴木 寛司	(62) 14	一般

昭和62年度 支部定時総会開催状況

総務部

各支部は次のとおり支部総会を開催し、62年度事業を推進しています。

支部名	開催年月日	開催場所	役員改選による支部長の異動	出席人員
札幌	62. 5. 16	ホテル アカシヤ	佐藤良雄 (新)	262 (187)
函館	62. 4. 11	函館市 招銀ビル6F会議室	安保幸雄 (新)	55 (ー)
小樽	62. 5. 16	小樽市 ニュー三幸	北川 清 (新)	64 (41)
空知	62. 6. 7	滝川市 ホテルスエヒロ	新川 司 (再)	77 (43)
旭川	62. 5. 24	旭川市 大雪会館会議室	なし	137 (61)
留萌	62. 9. 16 ^{6. 7}	留萌市 消費生活センター	捻金昭二 (再)	13 (3)
宗谷	62. 5. 23	稚内市 銀 平	なし	11 (3)
網走	62. 6. 27	東藻琴村 末広荘内研修場	青沼爽壹 (新)	代議員 24
室蘭	62. 5. 9	室蘭市 プラザホテル	村上 清 (新)	26 (14)
苫小牧	62. 6. 20	苫小牧市 ホテルニュー王子	河合基一 (再)	44 (20)
日高	62. 5. 10	えりも町 ニコニコ旅館	なし	16 (5)
十勝	62. 5. 22	帯広市 ホテル若松	なし	100 (69)
釧路	62. 6. 13	釧路市 栄町会館	なし	46 (22)
根室	62. 7. 5	標津町 すみれ	なし	12 (ー)

〔注〕 () 内は、出席者数の内 委任状による出席者数を示す。

＝ 本 会 の 主 要 行 事 ＝

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
7 / 10	第 2 回 監 察 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
7 / 16	第 1 回 車 庫 証 明 対 策 特 別 委 員 会	13 : 00 ~ 17 : 00	北 海 道 婦 人 文 化 会 館
7 / 17	第 5 回 常 任 理 事 会	13 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
7 / 21	日 本 行 政 書 士 会 理 事 会	10 : 00 ~ 17 : 00	日 本 行 政 書 士 会 館
7 / 28	第 2 回 支 部 長 会	13 : 00 ~ 17 : 00	新 定 山 溪 ホ テ ル
7 / 29	第 3 回 理 事 会	10 : 00 ~ 12 : 00	ホ テ ル ニ ュ ー フ ロ ン テ ィ ア
7 / 30	登 録 資 格 審 査 委 員 会	16 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
8 / 4 ~ 5	全 国 会 長 会	8 / 4 13 : 00 ~ 8 / 5 12 : 30	日 本 行 政 書 士 会 館
8 / 8	第 2 回 企 画 部 会	10 : 00 ~ 12 : 00	本 会 会 議 室
8 / 17	道 議 会 議 員 と の 懇 談 会	18 : 00 ~ 20 : 00	第 一 ホ テ ル
8 / 25 ~ 26	全 国 監 察 担 当 者 会 議	8 / 25 13 : 00 ~ 8 / 26 12 : 00	熱 海 市 つ り や ホ テ ル
8 / 27	道 地 方 課 と の 懇 談 会	18 : 00 ~ 20 : 00	不 二 家
8 / 28	登 録 資 格 審 査 委 員 会	16 : 00 ~ 17 : 00	本 会 会 議 室
9 / 10	第 2 回 業 務 研 修 部 会	13 : 00 ~ 17 : 00	〃

＜ 表 紙 記 毫 者 紹 介 ＞



書 画 歴

書筆碩長きに亘るも、昭和30年鶯堂系師範その宗祖、神郡晩秋（先代）師から師範、その後緑邦師（道）梅堂師（関東）蘭疇（西）、現在更に多数の師につき研究中、毎日新聞全国展入選、書道日本社成家（かな）水墨画（南宗画）鎌倉・大久保楓閣師に花卉南宋画を（華山の流派）習う。

日中交換展推薦、全日展入選（南宋画、書入）一軒と号す。

浦幌町 在住 会 員

日行連「自動車登録検査電子情報システム更改の概要説明会」に参加して

業務研修部専門委員 葛西 彰

台風の影響が報道される中、9月16日日本行政書士会連合会主催の「自動車登録検査電子情報システム更改の概要説明会」に北海道会として参加した。全国から93名の参加があり、新しいシステムの具体的な内容について、熱心に受講しておりました。会場となった日行連会館地下ホールには、活字OCRライターが展示され、午後の部では、機械の操作の実演も行われました。

〔田口運輸省自動車登録管理室長の講義内容〕

田口室長から、「全国の行政書士の皆様には自動車登録業務について、理解と協力をいただいていることに、深く感謝申し上げますとともに、OCR化については、行政書士の皆様の協力なしには成功しない」ことを述べるとともに、何故、現時点での更改を行うかについて、説明が行われた。

要約すると、①登録ファイルの容量がすでに92%をこえていること。②1時間当りの処理能力にも限界があり、交付時間の短縮のためにも、処理能力の大幅なアップが要請されている。③現在のシステムは、すでに8年間の使用を続けており、機械の耐久に限界がきている。などの理由により、OCR化を導入することを説明した。

〔手書きでもOCRは読みとれる〕

運輸省のデータによると、全くの初めてのケースで72%、少し練習した者は96%、よく練習した者は99%の比率で、手書きによる文字を読みとることが説明され、手書きによる書類の作成でも、心配ないことを力説した。

〔全国研修から地方の研修へ〕

全国レベルの研修は、これを最後に終了し、これからは地方陸運支局による研修に移行すること、現在、陸運支局に対し、速やかに研修を行うよう指示したことを説明し準備の出来たところから行われる見通しであることを、補足説

明していました。機械は、すでに運輸局の所在する陸運支局に設置され（全国10ヶ所）、テストが行われているそうです。

〔運輸省表田補佐官による申請書の記入方法の説明〕

刷り上がったばかりの「自動車検査・登録申請書（OCRシート）記入の手引」を使用し、記入の実際について講義が行われた。OCR方式は、基本的には記入された文字を読みとるという方式であり、書かれる文字が一定のルールによっていなければならないこと、文字によっては特殊な表記方法によるものがあるなど、導入時までには習熟しておかなければならないと感じた。

講義は主として、（時間が短かったため）新規登録についてのみの講義に終わった。申請書の様式については、別添官報を参照していただきたいと思う。書式の設定にあたっては、従来のマークシート方式の欠点をカバーし、記入し易さに配慮がなされていることが分る。具体的な申請書の記入については、本頁では十分表わすことが難しく今後、各陸運支局で行われる講習時に理解を深めていただきたいと思う。

〔参考図書〕

「自動車検査・登録申請書（OCRシート）記入の手引」（財）自動車検査登録協会編
価格 290円（送料実費）

お申し込み

〒153 東京都目黒区青葉台3-1-6

日本行政書士会連合会内、全国行政書士事業団まで。

なお、10冊以上まとめると、1冊につき20円値引きされます。

〔その他〕

現在、OCRライターの展示について、業者と話し合いを進めております。詳しい内容が決まりましたら、後日、お知らせ致します。

お知らせ

“ 社会保険業務の オンライン化について ”

企 画 部

次による社会保険業務がオンライン化になりますが、詳細については、今後の会報でお知らせします。

- (1) 健康保険・厚生年金保険の適用、徴収関係 (昭和63年2月実施予定)
- (2) 健康保険給付関係 (昭和63年10月実施予定)

“ 会費長期滞納者に強制執行 を行なうことに決定 ”

会費の長期滞納により、その事務処理のため、頭を痛めてきたところではありますが、この程、これら会費の長期滞納者に対しては、通常の督促では徴収することは困難と判断し、強制執行を行なうことに決定致しました。今後も、会費の正常な徴収に努力して参りたいと思っておりますので、会員の皆様のご協力を心からお願いする次第です。

- ・ 行政書士の記名押印を励行しよう
- ・ 行政書士ネームプレートを着用しよう

政連の会費を納めましょう。!!

87,9 第162号 昭和62年9月25日発行

発行人 日向寺 正 幸
編集人 坂 下 尊
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)タキモトビル3階
TEL 代表 (221) 1221・(221) 1222

郵便番号 0 6 0

取引銀行 { 北海道拓殖銀行札幌南支店(普 570344)
北海道銀行本店(当 19116)
北洋相互銀行本店(普 0742651)
北海道相互銀行本店(普 389444)

振替口座 小 樽3-8224番